

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱

制 定 令和 2 年 4 月 22 日 厚生労働省発年 0422 第 017 号
一部改正 令和 3 年 11 月 30 日 厚生労働省発年 1130 第 7 号

(通則)

- 1 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）に交付する年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「事務費交付金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成 31 年政令第 141 号。以下「政令」という。）及び年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成 31 年厚生労働省令第 66 号。以下「省令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(事務費交付金の交付額の算定方法)

- 2 事務費交付金の交付額は、次の（１）及び（２）により算定した額を合計した額（当該合計額が当該年度において現に要した費用を超える場合には、当該現に要した費用の額）とする。
 - （１） 政令第 1 号に規定する単価を基準として厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村が年金生活者支援給付金の認定の請求を受理した数を乗じて得た額。
 - （２） 政令第 2 号に規定する単価に、当該市町村における省令で定めるところにより算定した法第 36 条第 1 項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（法第 39 条の規定により当該市町村がその収入の状況に関して情報の提供を行うものに限る。）の数を乗じて得た額。
- 3 2（１）の年金生活者支援給付金の認定の請求を受理した数は、前年度の 1 月 1 日から当年度の 12 月 31 日までの間に、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号。以下「施行令」という。）第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事務のうち法第 5 条又は第 12 条の規定による認定の請求を受理した数、施行令第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる事務のうち法第 17 条の規定による認定の請求を受理した数及び施行令第 15 条第

1 項第 4 号に掲げる事務のうち法第 22 条の規定による認定の請求を受理した数の合計数とする。

4 2 (2) の年金生活者支援給付金受給者等の数は、前年度の 1 月 1 日から当年度の 12 月 31 日までの間に、当該者に係る法第 39 条の規定による情報の提供を行った数とする。

5 政令第 1 号における厚生労働大臣が市町村の区域を勘案して定める額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 3 項の規定による地域手当の支給地域の区分及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条の規定による寒冷地手当の支給地域の区分に応じて別に定める額とする。

6 現に要した費用の額は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が法又は政令の規定によって行う事務の処理に要した費用の支出額（別表に定める対象経費の支出に係るものに限る。）とする。

（年金生活者支援給付金事務に係る市町村との協力・連携）

7 法第 27 条の規定に基づく事務のほか、次の各項に掲げる事項について、市町村が協力・連携を行う場合には、事項ごとに算定した額（現に要した費用の額のみを算定する場合は当該額とする。）の合計額と当該年度において現に要した費用の額の合計額を比較し、少ない方の合計額に厚生労働大臣が別に定める率を乗じた額を交付するものとする。

(1) 年金生活者支援給付金の制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載
当該記事の掲載に要した費用の額

(2) 年金生活者支援給付金の制度・手続に関する相談
前年度の 1 月から当年度の 12 月までの間に、来訪、電話及び文書による相談対応を行った件数に別に定める額を乗じて得た額

(3) 日本年金機構との合意により行われる各種情報提供等

① 前年度の 1 月から当年度の 12 月までの間に、法定受託事務以外の各種申請書及び届書等を回送（市町村窓口で受け付けることになっていない各種申請書等の回送）した件数に別に定める額を乗じて得た額

② 年金生活者支援給付金の支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う、年金生活者支援給付金受給者等への認定請求の勧奨（日本年金機構が把握することが困難なものかつ市町村に帰責性のないものに限る。）に要した費用の額

③ 前年度の 1 月から当年度の 12 月までの間に、①の事項に基づく情報の提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報の提供を行った件数に別に定める額を乗じて得た額

④ 日本年金機構との合意により行われる情報の提供等に必要なシステム開発等に要した費用の額

(4) その他地域の実情を踏まえた協力・連携
厚生労働大臣が別に定める額

(交付の条件)

8 事務費交付金の交付を受ける市町村長は、当該交付金の申請に用いた書類及び当該書類の根拠となる書類を交付金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(交付の申請)

9 交付の申請は、様式第1号(附表を含む。)の申請書に別に定める書類を添付の上、厚生労働大臣が別に定める日までに提出して行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(決算の報告)

11 市町村長は、別に定める年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金決算審査要綱に基づき、当該交付金に関する決算の報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(地方厚生(支)局の経由)

13 市町村長は、9の申請書又は11の報告書については、地方厚生(支)局長を経由して厚生労働大臣に申請し、又は報告するものとする。地方厚生(支)局長は受理した申請書又は報告書を厚生労働大臣が別に定める日までに提出するものとする。

14 地方厚生(支)局は、事務費交付金について、厚生労働大臣の交付決定又は交付額確定の通知があったときは、市町村に対し、速やかに送付するものとする。

(その他)

- 15 特別の事情により、2から7まで、9、11、13及び14に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

対 象 経 費		
対象経費の費目 (節による区分)		費 目 の 内 容
人 件 費	給 料	一般職給 (※1)
	職 員 手 当	扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当、時間外勤務手当
	共 済 費	地方公務員共済組合に対する負担金、地方公務員災害補償基金に対する負担金、退職手当負担金、子ども子育て拠出金、組合負担金、社会保険料等
物 件 費	報 酬	非常勤職員報酬 (※2)
	報 償 費	報償金
	旅 費	費用弁償 (※3)、普通旅費、研修旅費
	需 用 費	消耗品費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
	役 務 費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料
	委 託 料	事務の委託
	使用料及び賃借料	会場借上料、会場設備・機材の借上料
	備 品 購 入 費	庁用器具費
	負担金、補助金 及び交付金	負担金、補助金、交付金

※1 会計年度任用職員のうちフルタイムで勤務する者の給料を含む。

※2 会計年度任用職員のうちパートタイムで勤務する者の報酬・手当を含む。

※3 会計年度任用職員のうちパートタイムで勤務する者の通勤手当を含む。